

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

改訂案	現 行
目次の修正	
目 次	目 次
第1章 総 則 1	第1章 総 則 1
1.1 一般事項 1	1.1 一般事項 1
1.1.1 適用範囲 1	1.1.1 適用範囲 1
1.1.2 法令等の遵守 1	1.1.2 法令等の遵守 1
1.1.3 官公署等への諸手続 1	1.1.3 官公署等への諸手続 1
1.1.4 疑義の解釈 1	1.1.4 疑義の解釈 1
1.1.5 提出図書 1	1.1.5 提出図書 1
1.2 安全管理 3	1.2 安全管理 3
1.2.1 一般事項 3	1.2.1 一般事項 3
1.2.2 安全保安対策 3	1.2.2 交通保安対策 3
1.2.3 事故防止 4	1.2.3 事故防止 4
1.2.4 事故報告 5	1.2.4 事故報告 5
1.2.5 現場の整理整頓 5	1.2.5 現場の整理整頓 5
1.2.6 跡片付け 5	1.2.6 跡片付け 5
1.3 工事用設備 5	1.3 工事用設備 5
1.3.1 事務所等の設置 5	1.3.1 事務所等の設置 5
1.3.2 工事用機械器具 5	1.3.2 工事用機械器具 5
1.3.3 工事現場標識等 5	1.3.3 工事現場標識等 5
1.3.4 工事用電力および工事用水 5	1.3.4 工事用電力および工事用水 5
1.3.5 工事に必要な土地・水面等 5	1.3.5 工事に必要な土地・水面等 5
1.4 工事施工 5	1.4 工事施工 5
1.4.1 一般事項 5	1.4.1 一般事項 5
1.4.2 事前調査 5	1.4.2 事前調査 5
1.4.3 障害物件の取扱い 6	1.4.3 障害物件の取扱い 6
1.4.4 現場付近居住者への広報等 6	1.4.4 現場付近居住者への広報等 6
1.4.5 公害防止 6	1.4.5 公害防止 6
1.4.6 就業時間等 6	1.4.6 就業時間等 6
1.4.7 折衝報告 6	1.4.7 折衝報告 6
1.4.8 他工事との協調 6	1.4.8 他工事との協調 6
1.4.9 工事関係書類の整備 6	1.4.9 工事関係書類の整備 6
1.4.10 個人情報の保護 6	1.4.10 個人情報の保護 6
第2章 工事用材料 7	第2章 工事用材料 7
2.1 支給材料および貸与品 7	2.1 支給材料および貸与品 7
2.1.1 支給材料の保管 7	2.1.1 支給材料の保管 7
2.1.2 支給材料の使用 7	2.1.2 支給材料の使用 7
2.1.3 支給材料の返納 7	2.1.3 支給材料の返納 7
2.1.4 貸与品の取扱い 7	

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

改訂案		現行	
2.2 請負材料	7	2.2 請負材料	7
2.2.1 材料規格	7	2.2.1 材料規格	7
2.2.2 材料の検査	7	2.2.2 材料の検査	7
2.2.3 加工	7	2.2.3 加工	7
2.2.4 合格品の保管	7	2.2.4 合格品の保管	7
2.2.5 使用材料保管状況の写真	7	2.2.5 使用材料保管状況の写真	7
2.3 発生品	8	2.3 発生品	8
2.3.1 発生品の報告	8	2.3.1 発生品の報告	8
2.3.2 発生品の保管	8	2.3.2 発生品の保管	8
2.3.3 発生品の運搬および処理	8	2.3.3 発生品の運搬および処理	8
第3章 管布設工事	8	第3章 管布設工事	8
3.1 土木工事	8	3.1 土木工事	8
3.1.1 布設位置	8	3.1.1 布設位置	8
3.1.2 床掘工	8	3.1.2 床掘工	8
3.1.3 残土処理	8	3.1.3 残土処理	8
3.1.4 産業廃棄物の処理	8	3.1.4 産業廃棄物の処理	8
3.1.5 土留工	9	3.1.5 土留工	9
3.1.6 水替工	10	3.1.6 水替工	10
3.1.7 路面覆工	10	3.1.7 路面覆工	10
3.1.8 埋設物の防護	10	3.1.8 埋設物の保護	10
3.1.9 埋戻工	10	3.1.9 埋戻工	10
3.2 管布設工	11	3.2 管布設工	11
3.2.1 配管技能者	11	3.2.1 配管技能者	11
3.2.2 管の取扱い	11	3.2.2 管の取扱い	11
3.2.3 管の据付け	12	3.2.3 管の据付け	12
3.2.4 管の切断	12	3.2.4 管の切断	13
3.2.5 管明示工	13	3.2.5 管明示工	14
3.2.6 ポリエチレンスリーブ被覆工	14	3.2.6 ポリエチレンスリーブ被覆工	14
3.2.7 埋設シート敷設工	14	3.2.7 埋設シート敷設工	14
3.3 管の接合	14	3.3 管の接合	15
3.3.1 鋳鉄管の接合（K形・A形）	14	3.3.1 鋳鉄管の接合（K形・A形）	15
3.3.2 鋳鉄管の接合（NS形）	15	3.3.2 鋳鉄管の接合（NS形）	16
3.3.3 鋳鉄管の接合（GX形）	18	3.3.3 鋳鉄管の接合（GX形）	18
3.3.4 特殊押輪継手の接合	39	3.3.4 特殊押輪継手の接合	39
3.3.5 フランジ継手の接合	39	3.3.5 フランジ継手の接合	39
3.3.6 鋼管の接合	40	3.3.6 鋼管の接合	40
3.3.7 ポリエチレン管の接合	45	3.3.7 ポリエチレン管の接合	45
3.3.8 ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合	45	3.3.8 ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合	45

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

改訂案		現 行			
3.3.9	ステンレス鋼管の接合	46	3.3.9	ステンレス鋼管の接合	46
3.3.10	水道配水用ポリエチレン管の接合	48	3.3.10	水道配水用ポリエチレン管の接合	48
3.3.11	その他の接合	48	3.3.11	その他の接合	48
3.4	弁・栓類の設置工	48	3.4	弁・栓類の設置工	48
3.4.1	一般事項	48	3.4.1	一般事項	48
3.4.2	仕切弁設置工	49	3.4.2	仕切弁設置工	49
3.4.3	消火栓設置工	49	3.4.3	消火栓設置工	49
3.4.4	空気弁設置工	49	3.4.4	空気弁設置工	49
3.4.5	排水弁設置工	49	3.4.5	排水弁設置工	49
3.4.6	弁きょう設置工	49	3.4.6	弁きょう設置工	49
3.5	分岐工事等	50	3.5	分岐工事等	50
3.5.1	既設管との連絡工	50	3.5.1	既設管との連絡工	50
3.5.2	不断水連絡工	50	3.5.2	不断水連絡工	50
3.5.3	管の洗浄	50	3.5.3	管の洗浄	50
3.5.4	水圧試験工	51	3.5.4	水圧試験工	51
3.6	その他工事	51	3.6	その他工事	51
3.6.1	管路の防護工	51	3.6.1	管路の防護工	51
3.6.2	伏越工	51	3.6.2	伏越工	51
3.6.3	さや管推進工	51	3.6.3	さや管推進工	51
3.6.4	鉄管推進工	53	3.6.4	鉄管推進工	53
3.6.5	水管橋架設工	53	3.6.5	水管橋架設工	53
3.6.6	鋼管塗覆装工	53	3.6.6	鋼管塗覆装工	53
第4章	道路復旧工事	54	第4章	道路復旧工事	54
4.1	施工一般	54	4.1	施工一般	54
4.1.1	施工方法	54	4.1.1	施工方法	54
4.1.2	施工後の道路管理	54	4.1.2	施工後の道路管理	54
4.1.3	路面の標識および構造物	54	4.1.3	路面の標識および構造物	54
4.1.4	路面等の跡片付け	54	4.1.4	路面等の跡片付け	54
4.1.5	各部の名称	54	4.1.5	各部の名称	54
4.2	路床工	54	4.2	路床工	54
4.2.1	路床工	54	4.2.1	路床工	54
4.3	路盤工	54	4.3	路盤工	54
4.3.1	材料	54	4.3.1	材料	54
4.3.2	施工一般	54	4.3.2	施工一般	54
4.4	アスファルト舗装工（表層・基層）	55	4.4	アスファルト舗装工（表層・基層）	55
4.4.1	材料	55	4.4.1	材料	55
4.4.2	施工一般	55	4.4.2	施工一般	55
4.4.3	運搬工	55	4.4.3	運搬工	55
4.4.4	舗設工	55	4.4.4	舗設工	55

(2) 配水管工事標準仕様書

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

改訂案		現行	
4.5 その他の復旧工	55	4.5 その他の復旧工	55
4.5.1 砂利道	55	4.5.1 砂利道	55
4.5.2 インターロッキングブロック工および特殊ブロック設置工	55	4.5.2 平板舗装工	55
4.5.3 仮復旧工	55	4.5.3 仮復旧工	55
第5章 給水装置切替工事	56	第5章 給水装置切替工事	56
5.1 施工一般	56	5.1 施工一般	56
5.1.1 一般事項	56	5.1.1 一般事項	56
5.1.2 材料	56	5.1.2 材料	56
5.1.3 施工方法	56	5.1.3 施工方法	56
5.1.4 水圧試験工	56	5.1.4 水圧試験工	56
参考		参考	
出来形管理規格値	57	出来形管理規格値	57

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

改訂案		現 行								
全ページにページ番号の追加										
第1章 総則										
表-1.1 提出図書一覧表		表-1.1 提出図書一覧表								
P1	番号	名称	部数	提出期限	参考	番号	名称	部数	提出期限	参考
	1	工事請負契約書	2	落札通知から7日以内		1	工事請負契約書	2	落札通知から7日以内	
	2	工事施行届（工程表）	1	契約締結後5日以内	※1	2	工事施行届（工程表）	1	契約締結後5日以内	※
	3	工事カルテ受領書	写	契約締結後10日以内に登録申請		3	工事カルテ受領書	写	契約締結後10日以内に登録申請	
	4	共済掛金収納書届	1	契約締結後1ヶ月以内	※1	4	共済掛金収納書届	1	契約締結後1ヶ月以内	※
	5	建退共証紙貼付実績書	1	完成届提出時	※1	5	建退共証紙貼付実績書	1	完成届提出時	※
	6	法定外の労災保険証券等の写し	1	契約後速やかに		6	施工体制台帳	1	下請負金額に関わらず全ての工事 で 着工の5日前	※1
	7	施工体制台帳	1	下請負金額に関わらず全ての工事 で 着工の5日前		7	施工体系図	1	着工の5日前	※
	8	施工体系図	1	着工の5日前	※1	8	施工計画書	1	着工の5日前	
	9	施工計画書	1	着工の5日前		9	段階確認書	1	段階確認前	※
	10	段階確認書	1	段階確認前	※1	10	工事材料検査願	1	必要なとき	※
	11	工事材料検査願	1	必要なとき	※1	11	再生資源利用計画書	1	該当工事契約後14日以内	※2
	12	再生資源利用計画書	1	該当工事契約後14日以内		12	再生資源利用促進計画書	1	対象工事のみ施工計画書提出時	
	13	再生資源利用促進計画書	1	該当工事契約後14日以内	※3	13	再資源化等に関する説明書	1	契約前	※
	番号	名称	部数	提出期限	参考	番号	名称	部数	提出期限	参考
	14	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	1	該当工事契約後14日以内	※3(1)	14	再資源化等に関する報告書	1	完成後速やかに	※
	15	再資源化等に関する説明書	1	契約前	※1	15	工事完成・一時完成届	1	完成時	※
	16	再資源化等に関する報告書	1	完成後速やかに	※1	16	請求書兼領収書	1	完成時	
	17	工事完成・一時完成届	1	完成時	※1	17	出来形結果表	1	完成時	※
	18	請求書兼領収書	1	完成時		18	出来形管理図表	1	完成時	※
	19	出来形結果表	1	完成時	※1	19	完成図	1	完成時	
	20	出来形管理図表	1	完成時	※1	20	舗装面積計算図	1	完成時	
	21	完成図	1	完成時		21	工事記録写真帳	1	完成時(電子納品および紙)	
	22	舗装面積計算図	1	完成時		22	残土処理・産業廃棄物処理報告書	1	完成時 注1)	※
	23	工事記録写真帳	1	完成時(電子納品および紙)		23	交通誘導警備員報告書	1	完成時	※
	24	残土処理・産業廃棄物処理報告書	1	完成時 注1)	※1	24	工事日誌	1	週1回月曜日提出	※
	25	交通誘導警備員報告書	1	完成時	※1	25	週間工程表	1	工事日誌提出時	※
	26	工事日誌	1	週1回月曜日提出	※1	26	管路の水圧試験報告書	1	試験後速やかに	※
	27	週間工程表	1	工事日誌提出時	※1	27	継手チェックシート(GX、NS)	1	工事日誌提出時	※
	28	管路の水圧試験報告書	1	試験後速やかに	※1	28	EFソケット接合チェックシート	1	工事日誌提出時	※
	29	継手チェックシート(GX、NS)	1	工事日誌提出時	※1	29	支給材料受領書	1	必要なとき	※
	30	EFソケット接合チェックシート	1	工事日誌提出時	※1	30	支給材料返納書	1	配管終了後速やかに	※
	31	支給材料受領書	1	必要なとき	※1	31	工事打合簿	1	必要なとき	※
	32	支給材料返納書	1	配管終了後速やかに	※1	32	休日作業届	1	必要なとき	※
	33	工事打合簿	1	必要なとき	※1	33	年末年始・盆・ゴールデン期間工事休止届	1	必要なとき	※
	34	休日作業届	1	必要なとき	※1	34	給水装置無償切替工事完成届	1	必要なとき	※
35	年末年始・盆・ゴールデン期間工事休止届	1	必要なとき	※1						
36	給水装置無償切替工事完成届	1	必要なとき	※1						

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

	改訂案	現行
P2	<p>※1 各種様式は上下水道局ホームページへ掲載（配水管工事等仕様書（様式集））</p> <p>※2 以下に該当する建設資材を搬入する工事（秋田市土木工事共通仕様書より）</p> <p>(1) 体積が500㎥以上である土砂</p> <p>(2) 重量が500t以上である砕石</p> <p>(3) 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物</p> <p>(4) コンクリート</p> <p>(5) コンクリートおよび鉄からなる建設資材</p> <p>(6) 木材</p> <p>(7) 塩化ビニル管・継手</p> <p>(8) 石膏ボード</p> <p>※3 以下に該当する建設資材を搬出する工事（秋田市土木工事共通仕様書より）</p> <p>(1) 体積が500㎥以上である建設発生土</p> <p>(2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上</p> <p>(3) 建設汚泥</p> <p>(4) 建設混合廃棄物</p> <p>(5) 金属くず</p> <p>(6) 廃塩化ビニル管・継手</p> <p>(7) 廃プラスチック</p> <p>(8) 紙くず</p> <p>(9) 廃石膏ボード</p> <p>(10) アスベスト</p>	<p>※ 各種様式は上下水道局ホームページへ掲載（配水管工事等仕様書（様式集））</p>
P6	<p>第1章 総則</p> <p>1.4 工事施工</p> <p>1.4.2 事前調査</p> <p>6 試験掘工は1箇所あたり、幅0.5m・延長1.5m・深さ1.3mを標準とすること。寸法の変更にあ りては監督員と協議すること。</p> <p>1.4.10 個人情報の保護</p> <p>乙は、工事の施工に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年 57号）および秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人の権利・利益を侵害す ることのないよう適正に取り扱われなければならない。</p>	<p>乙は、工事の施工に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年 57号）およびを遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱われなければ</p>
	第3章 管布設工事	
P10	<p>3.1 土木工事</p> <p>3.1.7 路面復旧</p>	<p>3.1.6 路面復旧</p>
P12	<p>3.2 管布設工</p> <p>3.2.3 管の据付け</p>	<p>3.2.3 管の据付</p>
P14	<p>3.2.6 ポリエチレンスリーブ被覆工</p> <p>3.2.7 埋設シート敷設工</p>	<p>3.2.6 ポリエチレンスリーブ</p> <p>3.2.7 埋設シート</p>
P18	<p>3.3 管の接合</p> <p>3.3.3 鋳鉄管の接合 (GX形)</p>	<p>3.3.3 鋳鉄管の接合</p>

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

改訂案

現行

P20 1 GX形直管の接合要領
(7) 挿し口の挿入
表-3.4 曲げ挿入できる角度 ($\theta 1$) と偏位 ($\delta 1$)

呼び径	曲げ挿入できる角度 $\theta 1$	寸法の差 X1 (mm)	管一本当たりに許容される偏位 $\delta 1$ (cm)
75	2°	3	14 (4m管)
100	2°	4	14 (4m管)
150	2°	6	17 (5m管)
200	2°	8	17 (5m管)
250	2°	9	17 (5m管)
300	2°	11	21 (6m管)
350	2°	13	21 (6m管)
400	2°	15	21 (6m管)
450	2°	17	21 (6m管)

P21 イ 接合器具を図-3.21～図-3.23のようにセットする。
①レバーホイストの大きさは、目安として
呼び径 300～450 : 2.0tf 1台
②スリングベルトの長さ×幅は、目安として
呼び径 400、450 : 1.7m×45mmもしくは47mm(ラウンドスリング)

P22 (8) ゴム輪の位置確認
【呼び径300～450の場合】
(9) 厚さ2mmのチェックゲージの入り込み量 (b) が、表-3.5に示す合格範囲外の場合は、継手を解体して点検する（呼び径300～450は厚さ2mmのチェックゲージを用い、厚さ4mmは用いない）。

表-3.5 チェックゲージ入り込み量の合格範囲
【呼び径300～450 (2mmのみ)】

呼び径	合格範囲 (mm)
300	14～24
350	14～25
400	14～25
450	14～25

P23 表-3.6 許容曲げ角度 (θa) と偏位 (δa)

呼び径	許容曲げ角度 θa	寸法の差 Xa (mm)	管一本当たりに許容される偏位 δa (cm)
75	4°	6	28 (4m管)
100	4°	8	28 (4m管)
150	4°	12	35 (5m管)
200	4°	15	35 (5m管)
250	4°	19	35 (5m管)
300	4°	23	42 (6m管)
350	4°	26	42 (6m管)
400	4°	30	42 (6m管)
450	4°	33	42 (6m管)

P24 3 異形管部の接合要領
図-3.31 ストップをセットする位置

<呼び径75～250>

<呼び径300～450>

呼び径	曲げ挿入できる角度 $\theta 1$	寸法の差 X1 (mm)	管一本当たりに許容される偏位 $\delta 1$ (cm)
75	2°	3	14 (4m管)
100	2°	4	14 (4m管)
150	2°	6	17 (5m管)
200	2°	8	17 (5m管)
250	2°	9	17 (5m管)
300	2°	11	21 (6m管)
350	2°	13	21 (6m管)
400	2°	15	21 (6m管)

呼び径 300～400 : 2.0tf 1台

【呼び径300～400の場合】
(9) 厚さ2mmのチェックゲージの入り込み量 (b) が、表-3.5に示す合格範囲外の場合は、継手を解体して点検する（呼び径300、400は厚さ2mmのチェックゲージを用い、厚さ4mmは用いない）。

【呼び径300～400 (2mmのみ)】

呼び径	合格範囲 (mm)
300	14～24
350	14～25
400	14～25

呼び径	許容曲げ角度 θa	寸法の差 Xa (mm)	管一本当たりに許容される偏位 δa (cm)
75	4°	6	28 (4m管)
100	4°	8	28 (4m管)
150	4°	12	35 (5m管)
200	4°	15	35 (5m管)
250	4°	19	35 (5m管)
300	4°	23	42 (6m管)
350	4°	26	42 (6m管)
400	4°	30	42 (6m管)

<呼び径75～250>

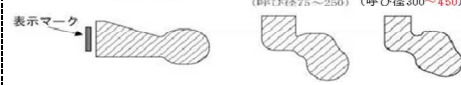
<呼び径300～400>

(2) 配水管工事標準仕様書

改訂案

現行

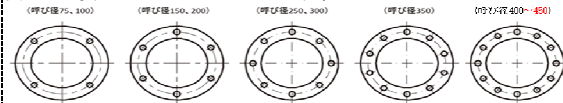
P25 図-3.33 ゴム輪の断面形状
【異形管用】



P26 表-3.7 T頭ボルト・ナットの使用本数

呼び径	使用本数	ボルトねじの呼び径
75	2	M16
100		
150	3	
200		
250	4	
300		
350	5	
400		
450	6	

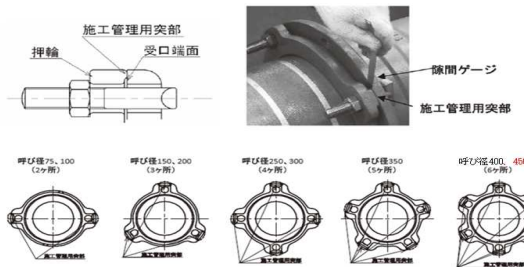
図-3.39 受口フランジのボルト穴の配置



P27 図-3.40 電動工具（インパクトレンチ）の例

- ①インパクトレンチはユニバーサルジョイント（屈曲角 30°）を使用してソケットと接続すること。
- ②インパクトレンチの大きさは目安として
呼び径 75 : 12 mmインパクトレンチ（最大トルク 150N・m程度）
呼び径 100～450 : 16 mmインパクトレンチ（最大トルク 350N・m程度）
- ③ソケットはロングソケットを使用すること。

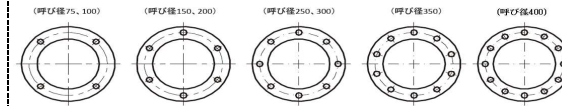
図-3.41 締め付け完了の状態



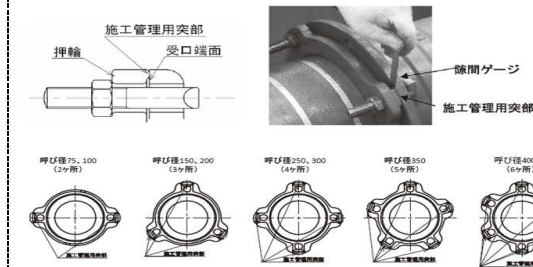
【異形管用】



呼び径	使用本数	ボルトねじの呼び径
75	2	M16
100		
150	3	
200		
250	4	
300		
350	5	
400		



- ①インパクトレンチはユニバーサルジョイント（屈曲角 30°）を使用してソケットと接続すること。
- ②インパクトレンチの大きさは目安として
呼び径 75 : 12 mmインパクトレンチ（最大トルク 150N・m程度）
呼び径 100～400 : 16 mmインパクトレンチ（最大トルク 350N・m程度）
- ③ソケットはロングソケットを使用すること。



配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

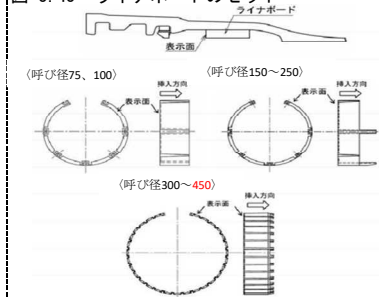
改訂案

現行

P28 表-3.8 直管受口にライナを使用した場合の継手の伸び 単位：mm

呼び径	ライナ幅 A	標準胴付寸法 Y	継手の伸び (A-Y)
75・100	74	45	29
150～250	99	60	39
300	126	72	54
350	130	74	56
400	130	75	55
450	135	77	58

図-3.43 ライナボードのセット



P29 (イ) 【呼び径300～450の場合】

図-3.46 ライナのセット（呼び径300～450）

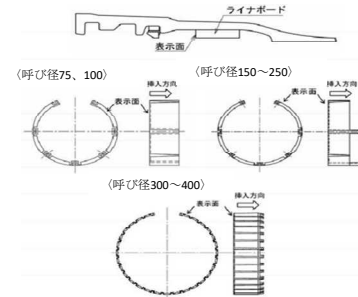
P31 表-3.9 挿し口白線Bと受口端面の間隔

呼び径	L' (mm)	呼び径	L' (mm)
75	90	300	135
100	95	350	145
150	110	400	150
200	120	450	155
250	120		

P32 表-3.10 両挿し口端の間隔

呼び径	y1	呼び径	y1
75	190	300	300
100	200	350	300
150	240	400	300
200	250	450	300
250	250		

呼び径	ライナ幅 A	標準胴付寸法 Y	継手の伸び (A-Y)
75・100	74	45	29
150～250	99	60	39
300	126	72	54
350	130	74	56
400	130	75	55



(イ) 【呼び径300～400の場合】

図-3.46 ライナのセット（呼び径300～400）

呼び径	L' (mm)	呼び径	L' (mm)
75	90	250	120
100	95	300	135
150	110	350	145
200	120	400	150

呼び径	y1	呼び径	y1
75	190	250	250
100	200	300	300
150	240	350	300
200	250	400	300

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和5年10月施行）

(2) 配水管工事標準仕様書

	改訂案	現行
P33	<p>5 切管時の施工要領</p> <p>切管方法は3種類ある。切管を直管受口に接合する場合はP-Linkを用いて行い、切管を異形管受口に接合する場合はG-Linkを用いる。また、NS形と同様に切管用挿し口リングを使用して、挿し口突部を形成し使用する方法もある。呼び径300～450では、受口近傍に白線表示のある切管用を用いる。なお、内面がエポキシ樹脂粉体塗装の管を切断する場合は、必ずダイヤモンドブレードを使用する。</p>	<p>切管方法は3種類ある。切管を直管受口に接合する場合はP-Linkを用いて行い、切管を異形管受口に接合する場合はG-Linkを用いる。また、NS形と同様に切管用挿し口リングを使用して、挿し口突部を形成し使用する方法もある。呼び径300～400では、受口近傍に白線表示のある切管用を用いる。なお、内面がエポキシ樹脂粉体塗装の管を切断する場合は、必ずダイヤモンドブレードを使用する。</p>
P45	3.3.8 ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合	3.3.8 ゴム輪形耐衝撃硬質塩化ビニル管の接合
P46	3.3.9ステンレス鋼鋼管の接合	3.3.9ステンレス鋼鋼管
P48	3.3.10水道配水用ポリエチレン管の接合	3.3.10水道配水用ポリエチレン管接合
	第4章 道路復旧工事	
P55	4.4 アスファルト舗装工（表層・基層）	4.4 アスファルト舗装工